

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
1	20230411	株式会社ブルーマックス(法人番号3080401012542) 代表者和田晃志	静岡県浜松市西区湖東町3380番地	本社営業所	静岡県浜松市西区湖東町3380番地	輸送施設の使用停止(60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年9月21日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)	6	6
2	20230412	株式会社神戸運輸(法人番号9200001016553) 代表者小川幸書	岐阜県安八郡神戸町大字和泉282番地の2	本社営業所	岐阜県安八郡神戸町大字和泉字川中島282-2	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年8月31日、監査方針に基づき監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(4)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(5)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	5	5

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年4月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
3 20230417	株式会社誠隆(法人番号6180001125442) 代表者越智誠	愛知県名古屋市中川区東中島町5丁目60番	本社営業所	愛知県名古屋市中川区東中島町五丁目60番	輸送施設の使用停止(100日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年9月13日及び令和5年1月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(5)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(6)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書による指示義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(11)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	11	10
4 20230419	有限会社アサドリ開発(法人番号2200002015247) 代表者村瀬三郎	岐阜県揖斐郡揖斐川町上野2190-15	本社営業所	岐阜県揖斐郡揖斐川町上野2178-2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和4年12月27日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
5	20230419	東洋冷蔵フード&ロジスティクス株式会社(法人番号4080001008691) 代表者近藤克彦	静岡県静岡市清水区島崎町161-13	本社営業所	静岡県静岡市清水区島崎町173-5	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年8月23日、死亡事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	2	2
6	20230419	松阪運輸株式会社(法人番号8190001010996) 代表者川口潤	三重県松阪市塚本町131	本社営業所	三重県松阪市塚本町131	輸送施設の使用停止(20日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和4年9月8日、監査方針に基づき、監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(4)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	2	2
7	20230426	株式会社レーベン(法人番号8180002075288) 代表者永川美利	愛知県丹羽郡大口町下小口二丁目467番地	川島営業所	岐阜県各務原市川島小網町字本田浦1919番地1	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和4年8月29日及び令和4年9月7日、監査方針に基づき、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(3)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	3	3

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年4月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
8 20230426	笠井合同小型運送株式会社（法人番号1080401023153）代表者渡邊照男	静岡県浜松市中区高丘東1丁目2番38号	本社営業所	静岡県浜松市中区高丘東1丁目2-38	輸送施設の使用停止（130日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年9月6日及び令和4年10月6日、監査方針に基づいて監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)定期点検未実施(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)点呼の実施不適切(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年4月分）

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
9 20230426	株式会社奥村建材（法人番号5180301004685）代表者鈴木敏孝	愛知県岡崎市宇頭町字後久11番地1	本社営業所	愛知県岡崎市宇頭町字後久11番地1	輸送施設の使用停止（90日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和4年10月19日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(4)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)業務の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(7)運行記録計による記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和5年4月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
10	20230426	株式会社SCC近藤(法人番号9190001022818) 代表者近藤剛	三重県鈴鹿市深溝町1647番地の2	本社営業所	三重県鈴鹿市深溝町3655番地3	輸送施設の使用停止(30日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	令和4年10月27日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(4)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)損害賠償の支払能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4)、(7)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	3	3
11	20230428	横浜低温流通株式会社(法人番号4021001020618) 代表者伊澤進	神奈川県厚木市酒井3001	沼津営業所	静岡県三島市梅名447-6	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和5年3月13日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。